

岩見沢市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル募集要項

この要項は、岩見沢市水道料金徴収等業務の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 業務委託の概要

(1) 業務名

岩見沢市水道料金徴収等業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

水道料金等（水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料をいう。）の賦課、徴収、管理、給排水等の業務を円滑かつ効率的に行い、利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

本業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとし、委託の詳細については、「岩見沢市水道料金徴収等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- ① 窓口及び受付業務
- ② 水道メーター検針業務
- ③ 漏水調査等現地再検針調査業務
- ④ 徴収及び収納業務
- ⑤ 調定及び更正業務
- ⑥ 開栓、閉栓及び精算業務
- ⑦ 滞納整理業務
- ⑧ 給水停止業務
- ⑨ 電子計算機処理業務
- ⑩ 各種資料作成等業務
- ⑪ 給水装置工事及び排水設備工事審査・検査業務
- ⑫ 給水装置及び排水設備管理に関する業務
- ⑬ 水道メーター管理業務
- ⑭ 専用水道及び簡易専用水道業務
- ⑮ 除害施設及び特定事業場業務
- ⑯ 下水道普及促進に関する業務
- ⑰ 指定工事業者及び責任技術者管理業務
- ⑱ その他

(4) 委託の期間

委託の期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。なお、契約締結日から令和6年3月31日までの期間は、既存業務の引継ぎ期間（以下「準備期間」という。）とし、業務の実施体制の整備等を行うものとする。

(5) 提案見積金額の限度額等

- ① 限度額は、498,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
- ② 提案見積金額は、委託期間の総額とし、年度別に積算内訳書を添付すること。

- ③ 準備期間における経費は受託者の負担とすること。
- ④ 準備期間の委託料は支払わないものとし、令和6年度から令和10年度までの委託料は契約金額総額の60分の1の額を毎月支払うものとする。

(6) 契約保証金

契約保証金は、岩見沢市契約規則（昭和45年12月10日規則第43号）第31条により、その全額を免除とする。

2 プロポーザル実施理由

本業務を行い得る能力を有する事業者の中から、業務に対する意欲、資質、技術的能力等の優れた者を提案内容及び価格の総合評価により、最適な委託事業候補者を選定するため、プロポーザルを実施する。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、法人格を有する者または法人格を有する者が共同連帯して事業を行う共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5・6年度岩見沢市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者など、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合または再生計画の認可決定が確定した者を除く。）
- (4) 本件に係る募集公告日から委託事業候補者選定結果の通知日までの間に、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準（平成26年3月25日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税並びに岩見沢市税に滞納がないこと。
- (6) 令和5年3月31日現在、過去5年以内に、給水人口5万人以上の都市において、水道料金徴収等業務、給水装置管理業務、排水設備管理業務について、3年以上の業務委託を完了した実績を有すること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の認証、またはプライバシーマークを取得している者であり、個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当しないこと。
- (9) 共同企業体で参加する場合は、岩見沢市建設工事共同企業体運用基準（平成27年3月17日市長決定）の規定を準用するとともに、次の要件を全て満たす者であること。
 - ① 共同企業体の全ての構成員は、上記(1)から(5)及び(9)の要件を満たすこと、及びいずれかの構成員は、(6)から(8)の要件を満たすこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、本業務に関して当該共同企業体が負担する債務の履行に

関し、連帯して責任を負うこと。

- ③ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、このプロポーザルに参加することはできないこと。

4 参加申込

プロポーザルに参加申込みをしようとする事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、次のとおり参加を申込みこと。

(1) 関係書類の配布

岩見沢市オフィシャルサイトからダウンロード

<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>

(2) 提出書類

① 参加申込書（様式第1号）

なお、共同企業体で参加申込をする場合は、併せて共同企業体協定書（様式第14号）及び委任状（様式第15号）を提出すること。

② 会社（支社等）概要関係書類

定款、所在地、履歴事項証明書（発行後3か月以内のもの）が確認できるもの。

③ 財務状況関係書類

直近2か年間の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書
令和5年度財務状況試算表

④ 労働条件関係書類

労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
就業規則

労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条の時間外及び休日労働に関する協定書

⑤ 賠償責任保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償責任保険の加入状況について確認できる保険証書の写し等

⑥ 同種業務受託実績表（様式第2号）

⑦ 同種業務受託実績を証する契約書の写し、または実績を証明できる書類

⑧ 法人税、消費税及び地方消費税並びに岩見沢市税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの）

⑨ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の認証、またはプライバシーマークを取得していることを証明できる書類の写し等

⑩ 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

(3) 提出期間

令和5年10月6日（金）から令和5年10月16日（月）

（土、日、祝日を除く9時から17時まで）

(4) 問合せ先及び参加申込書提出先

〒068-8686

北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市水道部業務課管理営業係（担当 佐藤）

電話番号：0126-23-4111 内線 2512

FAX 番号：0126-22-1693

E-mail：suidopro@city.iwamizawa.lg.jp

(5) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合も、提出期間内の必着とする。

(6) 結果通知

提出書類を審査の上、速やかに通知する。

5 資料の閲覧

参加資格要件審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有する事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、業務提案書及び提案見積書（以下「業務提案書等」という。）の作成に必要な資料を閲覧に供する。

(1) 日時及び場所

参加資格要件結果通知時に併せて通知する。

(2) その他

① 指定日時以外の閲覧は認めないものとし、閲覧しなかった場合は、閲覧の必要がないものと判断する。

② 資料の閲覧に際し、資料の持ち出しは認めない。

③ 資料の閲覧において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

6 業務提案書等の提出

参加事業者は、別紙仕様書に基づき業務提案書等を作成し、次のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和5年10月30日（月）から令和5年11月16日（木）まで
（土、日、祝日を除く9時から17時まで）

(2) 提出先

4(4)と同じ

(3) 提出方法

持参を原則とする。（電子記憶媒体、FAXでの提出は、認めない。）
やむをえない理由により持参が困難な場合は、必ず事前に連絡すること。

(4) 提出部数

① 業務提案書（様式第6号、様式第7号） 正本1部 副本10部

② 提案見積書（様式第8号）、積算内訳書（様式第9-1号）及び
人件費積算内訳書（月額）（様式9-2号） 各1部

③ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第10号） 1部

(5) 業務提案書の記載内容

以下の章立てに沿って、作成すること。

① 会社概要、財務状況及び同種業務に係る受託実績について

② 業務執行計画について

- ③ 業務体制について
 - ④ 研修体制について
 - ⑤ 地域貢献（地元雇用及び地元経済）について
 - ⑥ 窓口及び受付等業務について
 - ⑦ 検針及び漏水等業務について
 - ⑧ 調定、更正、徴収及び収納業務について
 - ⑨ 開栓、閉栓及び精算業務について
 - ⑩ 滞納整理及び給水停止業務について
 - ⑪ 給水装置及び排水設備管理に関する業務について
 - ⑫ 水道メーター管理業務について
 - ⑬ 専用水道及び簡易専用水道業務について
 - ⑭ 電子計算機処理業務について
 - ⑮ 個人情報保護について
 - ⑯ 防災、災害及び緊急時等危機管理について
 - ⑰ 特色ある業務提案について
- (6) 業務提案書等の作成
- ① 業務提案書の作成に当たっては、日本語を使用してA4版縦とし、左綴りで作成すること。（A3版の資料を使用する場合は、とじ込み折りとする。）
 - ② 業務提案書の正本の表紙は様式第6号、副本の表紙は様式第7号を使用し、受付番号、事業者名（正本のみ記載）及び提出日を記入し、目次を付け、通し番号を記入の上、提出部数ごとに綴ること。
 - ③ 業務提案書の内容に見積金額は、記載しないこと。
 - ④ 提案見積書に積算内訳書を添付し、厳重に封かんして提出すること。業務提案書及び出席者報告書は、同封しないこと。
 - ⑤ 業務提案書等の内容について確認が必要な場合は、参加事業者に照会する場合がある。

7 質問受付

(1) 質問方法

- ① 業務提案書等の作成に関して質問がある場合は、質問書（様式第5号）により電子メールにて4（4）に提出すること。
- ② 文書及び口頭による個別の対応は、行わない。

(2) 質問期間

令和5年10月23日（月）から令和5年11月1日（水）の17時までの受信分とする。

(3) 回答

- ① 全ての質問に対する回答を、全ての参加事業者に対し、E-mailにより通知する。
- ② 質問に対する回答は、この要項及び仕様書を補足するものとする。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

参加資格要件審査結果通知時に併せて通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは、各事業者30分以内とし、プレゼンテーション終了後20分程度のヒアリングを行う。

(3) 実施方法

プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とするが、電子機器を使用する場合は、参加事業者において用意すること。(スクリーンは水道部で用意するので、事前に問い合わせること。)

(4) 出席人数

業務提案書の内容を熟知している者3名までとする。

(5) その他

業務提案書等の提出時に添付していない資料等は、新たに提出することはできないものとする。

9 審査、評価及び選定

(1) 審査会の設置

プロポーザルによる委託事業者を適正に選定するため、水道料金徴収等業務委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

① 審査会は、参加事業者から提出された業務提案書等を岩見沢市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル方式による委託事業者選定基準に基づき、業務提案書等の各項目について審査、評価し、各委員の評価した点数の合計が満点の6割以上であり、かつ最も高い者を業務委託の候補者(以下「委託事業候補者」という。)として選定する。

② 審査会の委員は評価項目ごとに評価採点する。なお、評価採点に小数点以下の端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

③ 選定において、同一の得点が2社以上となった場合は、提案見積金額の低い方を上位とする。提案見積金額も同じ場合は、委員長の決するところとする。

④ 参加事業者が1者の場合、各委員の評価した点数の合計が総得点の6割以上の場合、委託事業候補者として選定する。

⑤ 審査会は、選定結果を市長に報告する。

⑥ 市長は、審査会の報告を受けて、最終委託事業候補者を決定する。

(3) 結果通知

① 選定の結果は、参加事業者に速やかに通知するとともに、岩見沢市役所前の掲示場に公告し、また、岩見沢市オフィシャルサイトに掲載する。

② 本プロポーザルの参加事業者名、参加事業者数、評価結果はプロポーザル期間中

は一切公表しないものとし、受託者の決定後に公表するものとする。

なお、プロポーザル期間終了後も最終委託事業候補者以外の参加事業者名は公表しないものとする。

10 辞退

参加申込事業者または参加事業者は、参加辞退届（様式第13号）を提出して、参加を辞退することができる。

11 失格要件

参加事業者の参加資格、提出書類等に関して不正な行為があったと認められるとき、またはプロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認められるときは、審査会に諮った上、既に決定した事項を取消し、委託事業候補者を失格とすることがある。この場合において、費用の発生があっても当事者の負担とする。

12 業務委託契約

(1) 委託事業候補者と契約金額等の契約条件を協議した上で、岩見沢市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約条件等については、業務提案書等の内容を基本として、委託事業候補者と協議して定めるものとする。

(2) 委託事業候補者が業務委託契約を締結することができない事由が生じたとき、または失格となったときは、審査会による委託事業者の選定において次順位以下となった参加事業者から評価点の合計が上位である者から順に業務委託の交渉を行うこととする。

(3) 委託料は月払いとし、委託事業者は、市長の指定の手続きに従い、請求するものとする。

(4) 市長は、委託業務の履行内容を確認し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(5) 委託事業候補者は、業務委託契約締結後は、受託業務を円滑に行うことができるよう、自らの責任において準備し、必要な経費を負担するものとする。

13 日程

プロポーザルによる委託事業者の選定は、次の日程（予定）により実施する。

	内 容	実 施 日	様式
1	参加申込書等の提出期間	令和5年10月6日（金） ～令和5年10月16日（月）	第1号 第2号 第3号 第14号 第15号
2	参加資格審査	令和5年10月10日（火） ～令和5年10月17日（火）	
3	参加資格審査結果通知	令和5年10月18日（水）	第4号
4	業務提案書等の作成に必要な資料の閲覧	令和5年10月23日（月） ～令和5年10月27日（金）	
5	業務提案書等の作成に係る質問書の提出期間 (質問書は、E-mailによる受付とします。)	令和5年10月23日（月） ～令和5年11月1日（水）	第5号
6	業務提案書等の提出期間	令和5年10月30日（月） ～令和5年11月16日（木）	第6号 ～第10号
7	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和5年11月下旬	第11号
8	審査会による委託事業候補者の選定	令和5年11月下旬	
9	選定結果通知	令和5年11月下旬	第12号
10	業務委託契約締結	令和5年12月中旬	
11	受託事業者準備期間	業務委託契約締結日から 令和6年3月31日（日）	
12	業務委託開始	令和6年4月1日（月）	

14 留意事項

- (1) 参加申込みに要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 業務提案書の著作権は、提出事業者に帰属する。ただし、市長が委託事業候補者の選定の公表等に必要な場合は、無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出された書類は、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）により、情報公開することがある。
- (5) 市長が要求した業務委託の水準を維持することが困難であると判断した場合は、委託契約を解除することがある。